令和8年度版

大仙市部活動地域展開

ハンドブック

大仙市部活動地域展開検討委員会事務局

2026年 10月

目　　次

１　秋田県における中学校部活動改革及び地域クラブ活動推進計画　……１

２　大仙市の部活動地域展開・地域連携　……２

３　大仙市認定地域クラブ活動制度　……４

４　大仙市認定地域クラブ活動指導者登録制度　……６

５　大仙市認定地域クラブ活動　認定手続き　……７

６　運動地域クラブ　中体連大会参加手続き　……８

７　文化地域クラブ　大会参加手続き　……９

８　緊急時対応マニュアル　……１０

９　子どもたちの成長を支えるスポーツ活動のために　……１１

＜巻末＞各種情報リンク先一覧　……１２

改革実行期間【令和８年度から令和１３年度】

休日

令和１３年度末までに、原則、全ての公立中学校等の部活動で地域展開の実現を目指す

【前期：令和８年～令和１０年】
令和１０年度末までに、原則、全ての公立中学校等の部活動で地域展開等に着手

【後期：令和１１年～令和１３年】
令和１０年度までの取組状況を踏まえ更なる改革を実施

平日

令和１３年度末までに、平日の活動方針を定めるとともに
地域の実情に応じた部活動の地域展開等の取組に着手

◎県・市町村・運営団体等・中学校等の連携イメージ

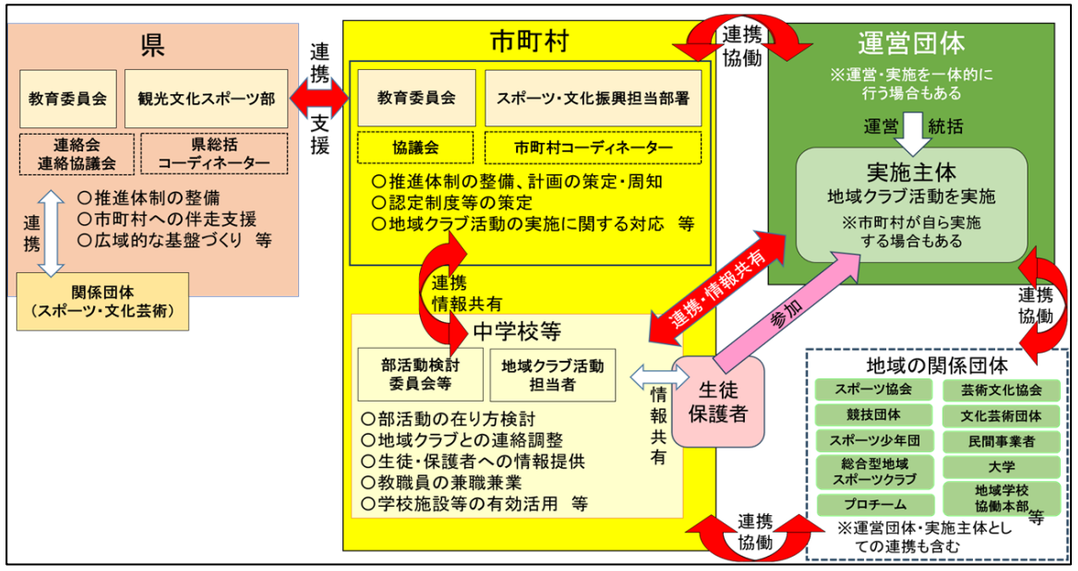

◎地域展開の段階的な進捗イメージ

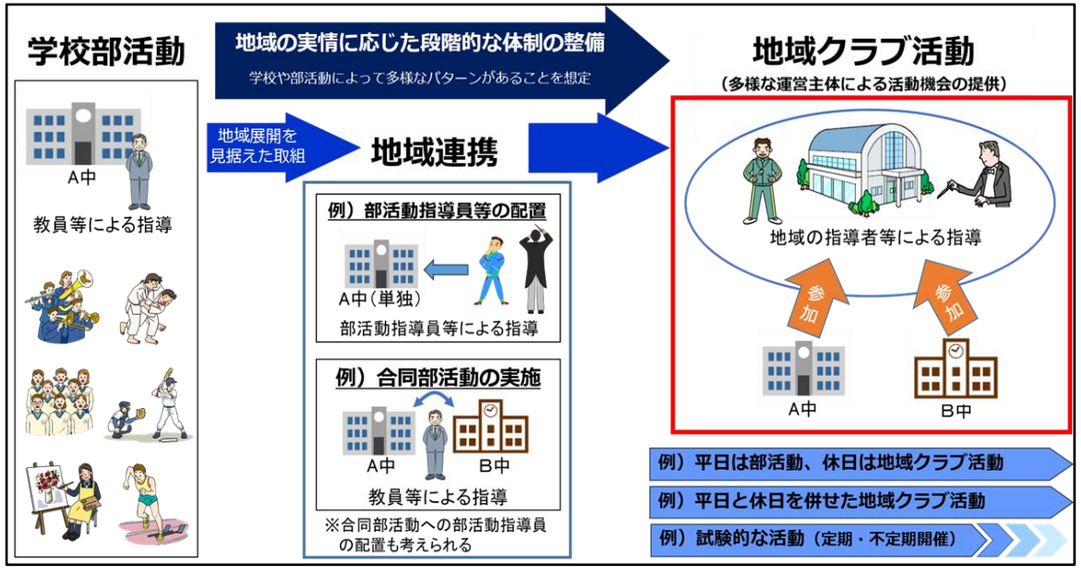

◎地域展開に係る指標・目標値

	指標	R7 現状値	R8 目標値	R9 目標値	R10 目標値	R11 目標値	R12 目標値	R13 目標値
1	地域クラブ活動認定要件等を策定している市町村数	13	15	20	25	—	—	—
2	休日の地域展開等に着手している部活動の割合	33.9% 運動部のみ	50% 運・文含む	75%	100%	—	—	—
3	休日の地域展開を実現（完全実施）している部活動の割合	—	—	—	—	50%	75%	100%
4	平日の地域展開等に着手している市町村の割合	—	—	—	—	50%	75%	100%

◎運営団体・実施主体のパターン

パターンＡ：既存団体の活用
①スポーツ少年団
②総合型地域クラブ
③クラブ（成年）・道場
④民間クラブ　等

パターンＢ：新たな団体の設立
①行政が中心となって設立
②スポーツ協会・競技団体・文化芸術団体等が設置
③保護者会・同窓会等が設立
④企業・大学・民間事業者等が設立

パターンＣ：拠点校・市町村連携等
①拠点校方式
②市町村連携方式
③中高連携方式

※地域クラブ設立の前段階として体験教室等のイベントを試験的に実施することも考えられる

★これらのモデルパターンを選択したり組み合わせたりするなどして、
地域の実態を強みに変える取組が期待されます。

【秋田県教委　推進計画より】

大仙市の部活動地域展開

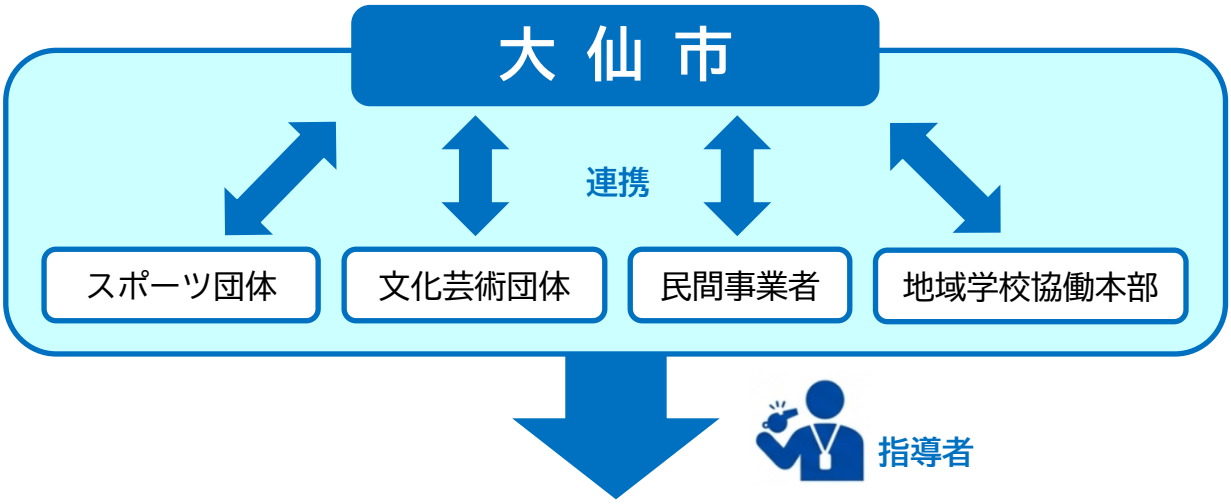

地域クラブ活動

＜スポーツ少年団＞

○柔道
・大曲柔道スポ少
・仙北柔友会
○ソフトテニス
・南外神岡ＳＴＣ
・仙北ＳＴＣ
○卓球
・県南卓球道場
○空手道
○剣道
○サッカー
○水泳
○スキー
○少林寺拳法
○バドミントン
○バレーボール
○ボクシング

＜地域クラブ＞

○バレーボール
・大仙ＬＩＮＫＳ
○軟式野球
○バスケットボール
○卓球
○吹奏楽
○和太鼓

※中学生が所属している活動
（・中体連大会登録クラブ）

参加

（単体の）中学校　（複数の）中学校

大仙市の部活動地域連携

地域の人材

部活動指導員

＜運動部＞
〇軟式野球
・中仙中学校
〇バスケットボール
・中仙中学校（男子）
〇ソフトテニス
・平和中学校
・太田中学校（男子）
〇バレーボール
・平和中学校
〇バドミントン
・平和中学校
〇卓球
・仙北中学校

＜文化部＞
〇吹奏楽
・協和中学校
・南外中学校
・西仙北中学校
・仙北中学校
〇合唱
・大曲中学校

（単体の）中学校　部活動

大仙市認定地域クラブ活動制度

1　大仙市認定地域クラブ活動とは

大仙市が定める要件を満たしていると認められた地域クラブ活動です。中学生が「やってみたい」「もっと続けたい」と思う活動に、身近な地域で主体的に参加できることを大切にします。競技の成績や技能の向上だけを目的とするのではなく、生涯にわたって楽しみ、スポーツ・文化芸術活動に豊かに関わるための力を育てることを目指します。

2　認定要件

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

- □ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- □ 年間を通して休日に活動している部活動種目（軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、サッカー、バドミントン、卓球、陸上競技、水泳、柔道、剣道、吹奏楽及び合唱とし、男女を問わない。）を対象とすること。
- □ 大仙市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。
- □ 大仙市以外の生徒が所属する地域クラブについても対象となり得るものとし、生徒数は５名以上、大仙市の生徒の割合は全体の６割以上とすること。
- □ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。
- □ 大仙市に主たる活動場所があり、代表者が居住していること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

- □ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送ることができるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。
- □ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、大仙市教委及び関係学校へ提出するとともに、活動場所への掲示又はホームページ等により公表していること。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

- □ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されるよう努めるとともに、団体内で共通理解を図ること。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- □ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、

暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

□ 大仙市が定める研修を受講し、大仙市に登録された指導人材が活動に携わること。

□ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

□ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検、移動時の安全体制の確認等を行い、事故防止を徹底すること。

□ 大仙市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。

□ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。

□ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること。

□ 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。

- 団体の目的
- 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること。
- 総会の運営など団体の意思決定に関すること。
- 会員の入退会、参加費等に関すること。
- 予算・決算の審議・承認に関すること。

□ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。

□ 営利を主たる目的とせずに運営すること。

□ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること。

□ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること。

□ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。

□ 大仙市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。

□ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、大仙市や学校との必要な連絡調整を行うこと。

3　指導者登録・研修制度

認定地域クラブ活動で指導にあたる方は、大仙市が定める研修を受講し、市に登録された「大仙市認定地域クラブ活動指導者」であることが必要です。暴力・暴言・ハラスメント等の防止に関する研修等を通じて、生徒が安全・安心に活動できる体制を整えます。

大仙市認定地域クラブ活動指導者登録制度

【指導者講習の概要】

認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者に対する講習を実施します。認定地域クラブ活動での指導を希望する方は、次の流れで指導者登録をしてください。

【指導者講習の流れ】

1　講習動画（外部リンク：日本スポーツ協会ＪＳＰＯ）をすべて視聴する。

（１）スポーツ現場におけるハラスメント防止動画 ①ハラスメントの考え方
https://www.youtube.com/watch?v=ZokpE96qu-I

（２）スポーツ現場におけるハラスメント防止動画 ②暴力
https://www.youtube.com/watch?v=O8lRXBDhQHY

（３）スポーツ現場におけるハラスメント防止動画 ③暴言
https://www.youtube.com/watch?v=J6KhBVVQtyc

（４）スポーツ現場におけるハラスメント防止動画 ④セクハラ・ジェンハラ
https://www.youtube.com/watch?v=xtBoYmestS8

（５）スポーツ現場におけるハラスメント防止動画 ⑤パワハラ
https://www.youtube.com/watch?v=Xmv8cYSx3Dg

（６）スポーツ現場におけるハラスメント防止動画 ⑥差別的な対応
https://www.youtube.com/watch?v=loR4kftDY6w

（７）スポーツ現場におけるハラスメント防止動画 ⑦性的マイノリティを取り巻く問題
https://www.youtube.com/watch?v=AsfwLfNM7J4

（８）スポーツ現場におけるハラスメント防止動画 ⑧ハラスメント防止のために
https://www.youtube.com/watch?v=UPnVTpAp33Q

2　修了テストを受ける。
指導者講習 修了テスト（令和９年度登録者用）
https://forms.cloud.microsoft/r/cPT6eKVZxt

3　修了テストに合格された方に対し、研修受講証明書が交付される。

大仙市認定地域クラブ活動　認定手続き

指導者登録

①研修の受講
②書類の提出（➡大仙市教育委員会へ）
- ☐　指導者登録申請書（様式第１号）
- ☐　誓約書（様式第２号）
- ☐　研修受請証明書

③交付
- ☐　指導者登録決定通知書（様式第３号）

申　請

毎年１２月までに

①書類の提出（➡大仙市教育委員会へ）
- ☐　誓約書兼申請書（様式第１号）
- ☐　団体登録届（様式第１号　別紙）
- ☐　認定要件確認書（様式第２号）
- ☐　団体の規約または会則等（任意形式）
- ☐　活動計画書（任意形式）
- ☐　収支計画書 ※個人事業主の場合のみ

受理・審査

①地域展開推進本部会議
※必要に応じてヒアリングや現地確認
②教育委員会定例会

認定・不認定

①交付
- ☐　認定通知書または不認定通知書

②書類の提出
- ☐　口座振替申出書

活動内容の変更時

①書類の提出（➡大仙市教育委員会へ）
- ☐　活動変更の届出書（様式第５号）

活動休止時

①書類の提出（➡大仙市教育委員会へ）
- ☐　活動休止の届出書（様式第６号）

運動地域クラブ　中体連大会参加手続き

① 地域クラブの設立
規約作成／クラブ員の公募／指導者の確保　等
※中体連大会の参加を前提とする場合には、規約作成にあたり大仙市部活動地域展開検討委員会事務局との協議をお願いします。

↓

② 中体連大会参加意向の確認

↓

③ 参加を希望する

↓

④ 秋田県中体連大会参加申請手続要項を確認

↓

⑤ 秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインを確認

↓

⑥ 各地域クラブ・スポ少活動の組織作りと登録業務
ａ）組織の運営体制作りと当該競技の中央競技団体への登録（バスケ、剣道以外は必要）
ｂ）有指導者資格者の確保（資格者がいない場合は組織として活動ができないケースが多い。）
ｃ）競技によってはチーム員の中央競技団体登録も必要
ｄ）秋田県中体連登録のためには年度当初の６か月前（10/1）からの組織立ち上げが必要
※この段階で活動の有無は問わないが、中央競技団体への登録と県中体連への申請準備を考慮すると、組織の運営体制は完成に近い状態になっていることが必要となる。

↓

⑦ 大仙市部活動地域展開検討委員会事務局への報告
（「大仙市認定地域クラブ活動」の検討）

↓

⑧ 秋田県中体連が求める大会参加に関する関係書類作成・提出
ａ）要項により、秋田県中体連が求める大会参加に関する関係書類の作成。
ｂ）県中体連各競技専門部細則の確認
ｃ）郡市中体連事務局に申請
ｄ）県中体連による認定
※参加を希望する年の２月上旬まで登録申請書類の提出が必要。（令和８年は２／６〆切）

↓

⑨ 手続き完了

↓

⑩ 大会参加手続きについて各地区競技専門部から連絡が入る

文化地域クラブ　大会等参加手続き

① **地域クラブの設立**
規約作成／クラブ員の公募／指導者の確保　等

※中学生が対象の大会等の参加を前提とする場合には、規約作成にあたり大仙市部活動地域展開検討委員会事務局との協議をお願いします。

↓

② 地域クラブ活動としての各種大会等への参加意向の確認

↓

③ 参加を希望する

↓

④

団体登録・大会等出場規定	
吹奏楽	合同参加可 （小学生、中学生）
マーチング	合同参加可 （小学生、中学生、一般）
全日本合唱コンクール	合同参加不可 （中学校単位での参加のみ）
	合同参加可 （小学校）
ＮＨＫ全国学校音楽コンクール	合同参加可 （小学校、中学校） ・参加校校長の承認必要 ・教育委員会主導で活動を行っている場合、 教育委員会責任者の承認必要

その他、美術、書道等は主催団体の規定による

↓

⑤ 大仙市部活動地域展開検討委員会事務局への大会等参加登録完了の報告

↓

⑥ 手続き完了

↓

⑦ 各種大会等の要項に従う

緊急時対応マニュアル

※活動前に避難経路・避難場所・緊急連絡先を確認しておくこと

① 地震が発生した場合

- □ 揺れを感じたら**直ちに活動を中止**する
- □ 生徒を落ち着かせ、**頭部を守る姿勢**をとらせる
- □ 揺れが収まった後、**安全を確認して避難誘導**
- □ 施設管理者・責任者と連携し対応を判断する

② 火災が発生した場合

- □ 初期火災の場合は**消火器による初期消火**
- □ 危険がある場合は**直ちに避難誘導**
- □ **火元から離れる方向**へ誘導
- □ 施設管理者へ連絡し、必要に応じ**消防へ通報**

③ 雷が接近している場合（屋外活動）

- □ 雷注意報が発令されたら**活動中止**
- □ 雷鳴が聞こえたら**直ちに活動を中断**
- □ 生徒を**屋内施設や安全な場所へ避難**
- □ 雷が完全に遠ざかるまで**活動を再開しない**

④ 熊など野生動物が目撃された場合

- □ **活動を直ちに中断**
- □ 生徒を安全な場所へ避難させる
- □ 施設管理者・関係機関へ連絡
- □ 安全確認ができるまで**活動を再開しない**

⑤ 犯罪行為・不審者を確認した場合

- □ 生徒の**安全確保を最優先**
- □ 速やかに責任者・施設管理者へ連絡
- □ 必要に応じ**警察へ通報**
- □ 不審物を発見した場合も同様に対応

⑥ 急病人・けが人が発生した場合

- □ 指導者または救護担当へ連絡
- □ **応急手当を実施**
- □ 必要に応じ医療機関へ連絡
- □ 緊急の場合は**１１９番通報**

【指導者の基本行動】 ①活動を止める　②生徒の安全確保　③避難・応急対応　④関係機関へ連絡

子どもたちの成長を支えるスポーツ活動のために

中学生期のスポーツ活動は、体力や技能の向上だけでなく、礼儀や規律、仲間を思いやる心、努力する姿勢などを育む大切な機会です。健全なスポーツ環境をつくるためには、選手・指導者・保護者がそれぞれの立場を理解し、互いに尊重しながら活動することが重要です。

【選手】フェアプレーの心を大切に

- ○ 挨拶を大切にし、礼儀正しく行動しましょう。
- ○ 安全面に注意し、自分の体調に合わせて無理のない活動を心がけましょう。
- ○ ルールを守り、審判の判定を尊重しましょう。
- ○ 相手をやじったり、不快な言動をしたりすることなく、常にフェアな態度でプレーしましょう。
- ○ 仲間と協力し、最後まで全力で取り組みましょう。
- ○ スポーツができることに感謝し、素晴らしいプレーには敵味方に関わらず拍手を送りましょう。
- ○ 会場を大切にし、「来たときより美しく」を心がけましょう。

【指導者】子どもの成長を第一に

- ○ 子どもたちの人格を尊重し、感情的に怒鳴ったり嘲笑したりすることのないようにしましょう。
- ○ 勝敗のみを目的とせず、スポーツを通した学びや成長を大切にした指導を行いましょう。
- ○ ルールやフェアプレーの精神を大切にした指導を行いましょう。
- ○ 体罰や威圧的な指導など、不適切な指導とならないよう十分配慮しましょう。
- ○ 指導理論や子どもの発育・発達について学び続ける姿勢を大切にしましょう。
- ○ 発達段階や能力差を踏まえ、安全に配慮した指導を行いましょう。
- ○ けがや事故の防止に努め、特に熱中症予防のための健康管理を徹底しましょう。

【保護者】あたたかく見守り支える

- ○ スポーツ活動の主体は子どもであることを理解しましょう。
- ○ 勝敗だけでなく、努力する姿や仲間と協力する姿など、子どもの成長に目を向けましょう。
- ○ 素晴らしいプレーには敵味方に関わらず拍手を送りましょう。
- ○ 相手チームや審判へのヤジ、過度な応援は慎みましょう。
- ○ 子どもたちがルールやフェアプレーを大切にするよう、日頃から声をかけましょう。
- ○ 指導者や審判、関係者への感謝の気持ちを大切にしましょう。
- ○ 会場の環境を大切にし、「来たときより美しく」を心がけましょう。

スポーツは、子どもたちが仲間とともに成長し、人として大切なことを学ぶ貴重な機会です。選手・指導者・保護者が互いに協力し、支え合うことで、スポーツ活動はより豊かな学びの場となります。子どもたちが安全で充実した環境の中でスポーツに取り組めるよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

各種情報リンク先一覧

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ

令和７年５月１６日　スポーツ庁・文化庁

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

令和７年１２月２２日　スポーツ庁・文化庁

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン

令和６年３月　秋田県教育委員会

https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/80506

秋田県における中学校部活動改革及び地域クラブ活動推進計画

令和８年１０月　秋田県教育委員会

https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/11453

地域クラブ活動の秋田県中体連及び各地区中体連主催大会への参加について

令和８年８月　秋田県中学校体育連盟

https://www.akita-chuta.com/regional.html

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

令和４年１２月　スポーツ庁・文化庁

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93813101.html

公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

令和３年２月　文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の考え方について

令和７年３月　秋田県教育委員会

https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/88551

学校体育施設の有効活用に関する手引き

令和２年３月　スポーツ庁

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575_00002.htm

地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について

令和３年１月　文化庁

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/chiikibunkakurabu/pdf/92856901_03.pdf